

cocoa足もみ会 会則

第1条 名称

本会は、cocoa足もみ会と称する。

第2条 事務所

本会の事務所は、若石子連れ足もみサロンcocoa店舗に置く。

第3条 目的

本会は、若石健康法の足もみに関する活動(事業)を行うことにより、各家庭の健康を増進することを目的とし、2022年11月27日設立する。

第4条 活動・事業の種類

本会は、前条の目的を達成するために、若石健康法の足もみに関する活動を行い次の事業を実施する。

- (1) 若石足もみ勉強会
- (2) 若石足もみイベント
- (3) 若石足もみ講座

第5条 会員

本会の会員は、次の2種類とする。

- (1)正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。
- (2)賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会したものとする。

第6条 入会

会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、承認を得るものとする。

第7条 会費

会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

第8条 退会

会員は、退会届を会長に提出し任意に退会することができる。

- 2. 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
 - (1)本人が死亡したとき。
 - (2)会費を3年以上納入しないとき。

第9条 役員

本会に次の役員を置く。

- (1)会長
- (2)副会長
- (3)会計
- (4)監査役

2. 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。

3. 役員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

第10条 職務

会長は、本会を代表し、その業務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。

3. 監査役は、会の業務および財産の状況を監査する。

第11条 解任

役員が次の各号のいずれかに該当するときは、議会の議決により、これを解任することができる。

- (1)心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

第12条 資産

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1)財産目録に記載された財産
- (2)入会金及び会費
- (3)寄附金品
- (4)財産から生じる収入

- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

第13条 総会

本会の総会は、正会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2. 総会は、以下の事項について議決する。

- (1)会則の変更
- (2)解散
- (3)事業の変更
- (4)事業報告及び収支決算
- (5)役員の選任又は解任
- (6)その他会の運営に関する重要事項

3. 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

第14条 議事録

総会の議事については、議事録を作成する。

第15条 役員会

役員会は役員を持って構成する。ただし、監査役を除く。

2. 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

第16条 事業報告書及び決算

会長は、毎事業年度終了後3か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

第17条 事業年度

本会の事業年度は、7月1日に始まり、翌年6月30日までとする。

第18条 解散

この団体は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1)総会の決議
- (2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3)正会員の欠亡
- (4)合併

2. 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

第19条 委任

この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第20条 変更

この会則は、総会において、出席者の4分の3以上の承認がなければ変更できない。

附則

- 1. この会則は、2022年11月27日から施行する。